

23林政経第217号
平成23年10月14日

社団法人全国木材組合連合会会長 殿

林野庁林政部経営課長
林野庁林政部木材産業課長

きのこ原木の安定供給について（依頼）

日頃より、森林・林業行政につきまして、御理解と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、今般の東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の影響により、一部地域においてきのこ原木の安全性に懸念が生じる事態となったところです。

こうした中、林野庁は、10月6日にきのこ原木等の安全基準として「当面の指標値」を設定し、指標値を超えるものの生産・流通・使用が行われないよう都道府県及び関係団体に要請したところです。

これにより、食品の暫定規制値を基準とした食品モニタリング検査の実施と相まってきのこの安全確保が図られるところであり、また、「当面の指標値」を下回るきのこ原木の流通が促進されることが期待されるところです。一方で現在、きのこ原木の供給については、各地で不安の声も上がっているところであります、その安定供給が課題となっているところです。

このため、林野庁としてもきのこ原木の需給状況に係る情報の収集・提供、きのこ原木生産県への働きかけ等に努めているところです。

きのこ原木の供給につきましては、これまで貴傘下団体等が貢献されてきたところです。このことに鑑み、需給の状況を踏まえつつ、きのこ原木の安定供給に向けて、一層の御配慮を賜りますようお願ひいたします。

